AKO CITY
赤穂市

会見年月日	令和４年５月２３日(月)
担　当　課	子育て支援課
問い合わせ先	電話：0791-43-6808 （内線：2150　） ＦＡＸ：0791-45-3396 （担当者名：名田　）

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の実施について

１．趣　旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国の制度により「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」を実施します。

２．内　容

（１）支給対象者

ア　ひとり親世帯

①令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）

②公的年金等の受給により、児童扶養手当を受給しておらず、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者

③児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同様の水準にある者

イ　その他の子育て世帯

①令和４年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和４年度分の住民税が非課税である者（申請不要）

②対象児童（令和４年３月３１日時点で１８歳未満の子（障害のある子については２０歳未満））の養育者で、次のいずれかに該当する者

・令和４年度分の住民税が非課税である者

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

※令和４年４月１日から令和５年２月２８日までに生まれる新生児も対象になります。
上記ア、イの①以外は申請手続きが必要です。

（２）支給額

児童一人につき５万円

（３）支給児童数

約８２０人（約４９５世帯）

（４）問合せ先

赤穂市子育て支援課　　TEL　０７９１－４３－６８０８
FAX　０７９１－４５－３３９６